

雇児発 0215 第 1 号
社援発 0215 第 4 号
平成 28 年 2 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインについて

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 8 条の規定及び「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成 20 年 7 月 25 日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ。平成 26 年 11 月一部改正。）に基づき、別添のとおり一部改正しました。

主な改正点は下記のとおりです。貴職におかれましては、個人情報の保護に関する施策の更なる推進を図るとともに、貴管内の関係機関・関係団体に対する周知等よろしく願います。

記

1 適正取得の徹底

第三者からの個人情報の取得時に、取得側が提供側の入手経緯を確認し、提供側が適法に個人情報を入手したことが確認できない場合においては、取得の自粛を含めた、慎重な対応をすることが望ましい旨を追記。

2 安全管理の強化

安全管理の強化のために望まれる措置として、事業者内の監査実施体制の整備や、情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等を追記。

3 委託先の監督強化

委託先の適切な監督のために留意することが望ましい事項として、委託先に対する定期的な監査の実施や、再委託等を実施する場合の委託先の監督等を追記。